

丹南総合公園利用料金の変更について

・令和2年4月1日から利用料金が下記のとおり変更になります。

1 野球場

(一)グラウンドおよびスタンド

単位:円

施設	算定基礎	現行料金			改定料金 (令和2年4月1日から)		
		学生	一般	職業野球	学生	一般	職業野球
グラウンドおよびスタンド	午前8時30分から午後1時	2,300	5,400	-	2,380	5,620	-
	午後1時から午後6時	2,300	5,400	-	2,400	5,650	-
	午後6時から午後8時30分	1,400	3,300	-	1,450	3,450	-
	午後8時30分以降の1時間につき	430	1,200	-	440	1,240	-
	1日(1日未満は1日とする)	-	-	280,000	-	-	293,330

1 上記金額には、ダッグアウトおよびロッカー室の利用料を含む。

2 利用者が入場料等を徴収する場合または入場を整理券等で制限する場合の利用料金の限度額は、上記の額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が300円未満のときは2倍に相当する額)とする。

(二)附属施設

単位:円

区分	算定基礎	現行料金			改定料金 (令和2年4月1日から)		
		学生	一般	職業野球	学生	一般	職業野球
附属施設全般	午前8時30分から午後1時	2,300	5,900	-	2,410	6,180	-
	午後1時から午後6時	2,300	5,900	-	2,410	6,180	-
	午後6時から午後8時30分	1,400	3,600	-	1,470	3,770	-
	午後8時30分以降の1時間につき	510	1,100	-	530	1,150	-
役員室 貴賓室 会議室	午前8時30分から午後1時	590	1,500	-	620	1,570	-
	午後1時から午後6時	590	1,500	-	620	1,570	-
	午後6時から午後8時30分	360	800	-	380	840	-
	午後8時30分以降の1時間につき	140	280	-	140	300	-
拡声装置およびスコアボード 装置一式	午前8時30分から午後1時	1,900	3,600	-	1,990	3,770	-
	午後1時から午後6時	1,900	3,600	-	1,990	3,770	-
	午後6時から午後8時30分	1,200	2,200	-	1,250	2,300	-
	午後8時30分以降の1時間につき	360	700	-	380	730	-
投球練習場	午前8時30分から午後1時	700	2,100	-	720	2,160	-
	午後1時から午後6時	700	2,100	-	700	2,200	-
	午後6時から午後8時30分	420	1,400	-	420	1,450	-
	午後8時30分以降の1時間につき	160	400	-	160	420	-
バッティングゲージ(1台につき)	午前8時30分から午後1時	700	2,100	-	730	2,200	-
	午後1時から午後6時	700	2,100	-	730	2,200	-
	午後6時から午後8時30分	420	1,400	-	440	1,470	-
	午後8時30分以降の1時間につき	160	400	-	160	420	-
職業野球のためにグラウンドおよびスタンドを併せて利用する場合		-	-	無料	-	-	無料

※拡声装置およびスコアボード装置一式:スコアボード操作パソコンを使用しない場合は、上記料金の1/2とする。

(三)夜間照明

単位:円

区分	算定基礎	現行料金		改定料金 (令和2年4月1日から)	
			職業野球		職業野球
全灯	1時間につき	9,000	-	9,420	-
半灯		4,500	-	4,720	-
四分の1灯		2,200	-	2,300	-
	1日(1日未満は1日とする)	-	145,000	-	151,900

2 多目的グラウンド

(一)グラウンド

単位:円

施設	算定基礎	現行料金		改定料金 (令和2年4月1日から)	
		学生等	一般	学生等	一般
グラウンド	1時間につき	200	500	210	520

(二)夜間照明

単位:円

区分	算定基礎	現行料金		改定料金 (令和2年4月1日から)	
A面(公式・一般競技用)	1時間につき	2,900		3,040	
A面(練習・レクリエーション用)		2,200		2,300	
B面(一般競技用)		1,900		1,980	
B面(練習・レクリエーション用)		1,700		1,780	
両面(一般競技用)		2,300		2,400	
両面(練習・レクリエーション用)		2,000		2,080	

1 A面をB面相当の照度で利用する場合の限度額は、B面の限度額を適用する。

3 体育館

(一)アリーナ

単位:円

施設	算定基礎	現行料金		改定料金 (令和2年4月1日から)	
		学生	一般	学生	一般
アリーナ	午前	1,600	4,600	1,610	4,690
	午後	2,000	5,200	2,040	5,280
	夜間	2,000	5,200	2,030	5,280
	午後8時30分以降の1時間につき	800	2,000	800	2,040

※ 上記の額には、シャワー室および更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の利用料金を含む。

※ 利用者がアマチュアスポーツに利用する場合で、入場料等を徴収するときまたは入場を整理券等で制限するときの利用料金の限度額は、上記の額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が3,560円未満のときは、2倍に相当する額)とする。

※ 利用者がスポーツ以外の行事に利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2倍に相当する額とする。

※ 利用面積が床面積の2分の1以下を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2分の1に相当する額とする。

※ 利用者が照明設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に次の表に掲げる加算額を加算した額とする。

アリーナ照明	算定基礎	加算額	
		現行料金	改定料金 (令和2年4月1日から)
専用利用する場合 (全灯の場合)	1時間につき	300	300
利用面積が床面積の 1/2以下の場合		140	140

(二)附属施設

単位:円

区分	算定基礎	現行料金		改定料金 (令和2年4月1日から)	
		学生	一般	学生	一般
会議室	午前	350	960	360	980
	午後	480	1,440	490	1,470
	夜間	480	1,440	490	1,470

※ 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、上記の額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。
(10円未満の端数切捨て)

4 全天候型球技場

単位:円

施設	算定基礎	現行料金	改定料金 (令和2年4月1日から)
全天候型球技場	1面1時間につき	300	310

※ 専用しない場合は、無料とする。

5 その他

単位:円

区分	算定基礎	現行料金	改定料金 (令和2年4月1日から)
物品等の販売、募金その他これらに類する行為	従事者一人一日につき	500	510
業として行う写真の撮影	写真機一台一日につき	500	510
業として行う映画の撮影	一日につき	25,710	26,190
興行	一日につき	25,710	26,190
展示会、博覧会その他これらに類する催しまたは集会	一日につき	2,670	2,720